第３号様式（要項第５条関係）

第　　号
令和　　年　　月　　日

山梨県知事　殿

住　所
氏名等
印

埋 蔵 文 化 財 発 掘 の 届 出 に つ い て

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第９３条第１項、第１８４条第１項および文化財保護法施行令（昭和５０年政令第２６７号）第５条の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届出します。

記

１．土木工事等をしようとする土地の所在および地番
２．土木工事等をしようとする土地の面積
３．土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称並びに住所
４．土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
５．当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
６．当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
７．当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
８．当該土木工事等の着手の予定時期
９．当該土木工事等の終了予定時期
10．その他参考となるべき事項

【添付書類】
土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

【注意事項】
①この通知は、周知の埋蔵文化財包蔵地に計画される**民間の土木工事等**に必要なものです。
②この届出の作成に当たっては、記書き１～10の事項の内容を別記の書式に記入してください。特に記書き８の時期が明確に記入されていないと受理されませんのでご注意ください。
③なお記書き４等に記入すべき内容や、届出後に必要な対応等について、事前に必ず、土木工事等をしようとする土地を所管する市町村教育委員会の文化財担当の窓口に相談をした上で作成してください。
④この届出は、２部作成の上、記書き８の期日の60日前までに、「山梨県教育委員会の事務処理の特例に関する条例」に基づき、上記③と同じ市町村教育委員会に提出してください。